

別紙

諮問第1731号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求につき、対象公文書が特定できないとの形式上の不備を理由に開示請求を却下した処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき審査請求人が行った「特定宗教法人からや特定宗教法人他団体から相談 警視庁に相談の件 相談内容に関する公文書開示請求 主に警視庁に悪質なしつこい強引な宗教勧誘相談又相手から集団ストーカ行為他迷惑行為ガスライディングテクノロジー犯罪」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都公安委員会が令和5年8月4日付けで行った本件却下処分について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件却下処分は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年10月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年5月22日に実施機関から理由説明書を收受し、同年6月25日（第231回第三部会）及び同年7月23日（第232回第三部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件却下処分について

審査請求人が提出した開示請求書の「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄には、「以前から警察署に相談事の相談どうなっているか知りたいです」等と記載され、開示を求めるものであった。実施機関は、当該記載内容は、条例6条1項2号の「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を明らかにする上で、実施機関が合理的な努力をすることにより公文書を特定することができる程度の記載がされておらず、形式上の不備があると認められたため、条例6条2項に基づき審査請求人に補正を求めたが、これに対して提出された補正書においても、公文書が特定できないとして、本件却下処分を行った。

イ 補正の経過について

実施機関は、審査請求人が提出した開示請求書の記載内容では公文書を特定できないとして、書面にて補正を求め（以下、当該書面を「補正依頼書」という。）、これに対して提出された補正書により本件開示請求の内容としたが、その内容には、「集団ストーカー行為他迷惑行為」や「ガスライディングテクノロジー犯罪」等と、実体があいまい又は抽象的な記載があり、実施機関が合理的な努力をしても公文書を特定することができる程度の記載がされていないものと認められた。そこで、審査請求人に対して電話で補正書の趣旨確認を行ったが、「集団ストーカー行為他迷惑行為」や「ガスライディングテクノロジー犯罪」等への言及がなく、本件開示請求に係る公文書の特定には至らなかった旨説明する。

なお、実施機関によると、補正書に記載された「特定宗教法人から相談」等の記載内容から、審査請求人を本人とする保有個人情報を求めるものであると思料されたことから、審査請求人に対して、本件開示請求を取り下げた上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づく開示請求を行う方法を案内し、その場合には、相談の日時、警察署及び相談した課を具体的に特定する必要がある旨を伝えたが、審査請求人が個人情報保護法に基づく開示請求を行うことはなく、本件開示請求が取り下げられることもなかったとのことである。

ウ 本件却下処分の妥当性について

条例6条2項には、「開示請求に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。」と規定されており、実施機関は、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供することを求められている。

審査会が、開示請求書を確認したところ、「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄には、「以前から警察署に相談事の相談どうなっているか知りたいです」等と記載されているにとどまり、開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項が記載されているとはいえ、形式上の不備が認められた。

次に、補正依頼書を確認したところ、開示請求者に対し、開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項が記載されておらず、具体的な公文書を特定することが困難であることを伝え、実施機関のホームページに掲載している文書検索目録を案内した上で、具体的な記載例を示すなど、公文書を特定するために必要な情報を提供し、補正を求めていることが確認された。

さらに、審査請求人が提出した補正書を見分したところ、「集団ストーカー行為他迷惑行為」や「ガスライディングテクノロジー犯罪」等の記載があるにとどまっておらず、実施機関が合理的な努力をすることにより公文書を特定することができる程度の記載がされているとはいえ、補正されたとは言い難い。よって、この点に関する実施機関の説明は首肯できるものである。

加えて、実施機関は、補正書を收受後に審査請求人に電話で趣旨確認を行ったが、それ以上補正されなかったというのであり、具体的な記載方法や個人情報保護法での保有個人情報の開示請求の案内を実施していることから、補正に係る手続に不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求には形式上の不備があり、対象公文書を特定できないとして本件開示請求を却下した処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ